宮崎県工業技術センター等設備使用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）における設備使用の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（設備の使用時間）

第２条　センターの設備の使用時間は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第２条第１項に規定する県の休日を除く日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

２　所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める利用時間を変更することができる。

（設備の使用手続き）

第３条　センターの設備を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、設備使用許可申請書（別記様式１）を所長に提出しなければならない。

２　前条第１項に規定する使用時間以外の使用（以下「時間外使用」という。）に当たっては、時間外使用許可申請書（別記様式１の２）を併せて提出しなければならない。なお、時間外使用できる設備は、所長が認めたものに限る。

（設備の使用の制限）

第４条　所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による申請に応じないことができる。

(1) センターの業務に支障があるとき。

(2) センターの設備を毀損する恐れがあると認められるとき。

(3) 申請者が設備の取扱いに習熟していると認められないとき。（前条第２項の規定による申請に限る。）

(4) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）であるとき。

(5) その他適当でないと認められるとき。

（使用料）

第５条　設備の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年３月 29 日条例第９号）に規定する使用料を納めなければならない。

（設備の使用上の遵守事項）

第６条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 設備の使用は、センターの担当者の立ち会いのもと又は指示により行うこと。

(2) 設備は当該試験室内で使用するものとし、外部へ持ち出さないこと。

(3) 時間外使用は、原則として複数人で行うこと。

(4) 設備の使用に際して必要な原材料、消耗品等は負担すること。

(5) 設備の使用中に故障その他の異状を発見したときは、速やかにセンターの担当者に連絡し、指示を受けること。

(6) 設備の使用を終了又は中止したときは、責任をもって設備の掃除、手入れ等を行い、センターの担当者に報告し点検を受けること。なお、時間外使用においては、終了又

は中止した旨を警備担当者に報告すること。

（設備使用の取消し）

第７条　所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた設備を目的以外の使用に供したとき。

(2) 許可を受けた設備を善良な注意をもって使用しなかったとき。

(3) その他この要綱又はこれに基づくセンターの担当者の指示に従わなかったとき。

２　使用許可の取消しを行った場合には、使用料の返納は行わない。

（事故責任）

第８条　使用者が設備使用中の事故により被害を受けても、センターは一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第９条　使用者の責めに帰すべき理由によって、センター又は使用者以外のものが被った損害については、使用者が賠償の責めを負うものとする。

附　則

１　この要綱は、平成 14 年６月１日から施行する。

２　宮崎県工業技術センター等依頼分析、設備使用要綱（平成 11 年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成 23 年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月 13 日から施行する。